

第三者委員会等の設置に関する決議

真鶴町において、第三者委員会及び調査委員会等を設置しようとする場合にあっては、当該委員会等を条例で定める附属機関として位置付けすることを検討すること。

また、すでに設置されている同様の委員会等にあっては、当該委員会を遡及適用で附属機関と位置付けするために必要な条例改正等を検討すること。

上記について、速やかに対応されるよう強く要望する。

以上、決議する。

令和4年2月10日

真鶴町議会